



第4回
竹原市景観計画
策定委員会

令和3年
3月15日（月）

○ 委員会の議事内容

第1回

1. 景観計画の目的

- 景観計画とは
- 景観計画策定の背景・目的
- 景観計画の位置づけ

2. 竹原市の景観特性

- 竹原市の景観特性
- アンケート調査結果

第2,3回

3. 景観形成に関する将来像と方針

- 竹原市が目指す景観づくり
- 重点地区の景観づくり

本日【議題1】

4. 良好な景観形成のための行為の制限

- 届出対象行為
- 景観形成基準
- 屋外広告物の表示及び設置

第3回

5. 景観重要建造物、景観重要樹木等

- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針
- 景観重要公共施設の整備に関する方針

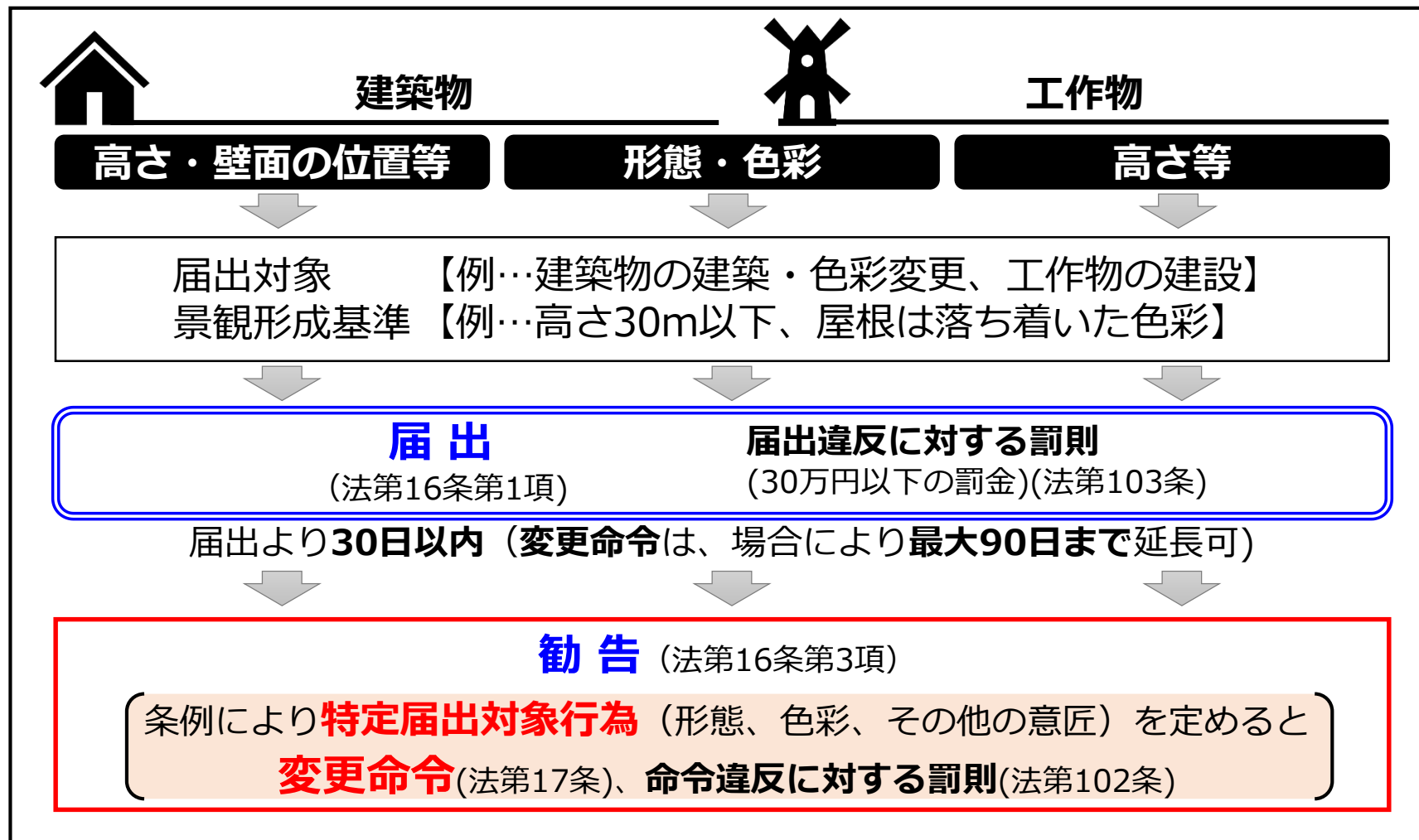
本日【議題2】

6. 景観まちづくりの推進

- 計画実現に向けた役割
- 良好な景観形成の推進に向けて

4 - 1. 届出対象行為・景観形成基準

一定の規模や基準を超える建築等は、地域の優れた景観に大きな影響を及ぼす恐れがあり、景観法第16条に基づく届出対象行為及び景観形成基準を定め、みんなで守ることが重要です。



4 - 1. 届出対象行為・景観形成基準

○これまで…

景観行政団体（景観行政を司る行政機構）⇒ 広島県

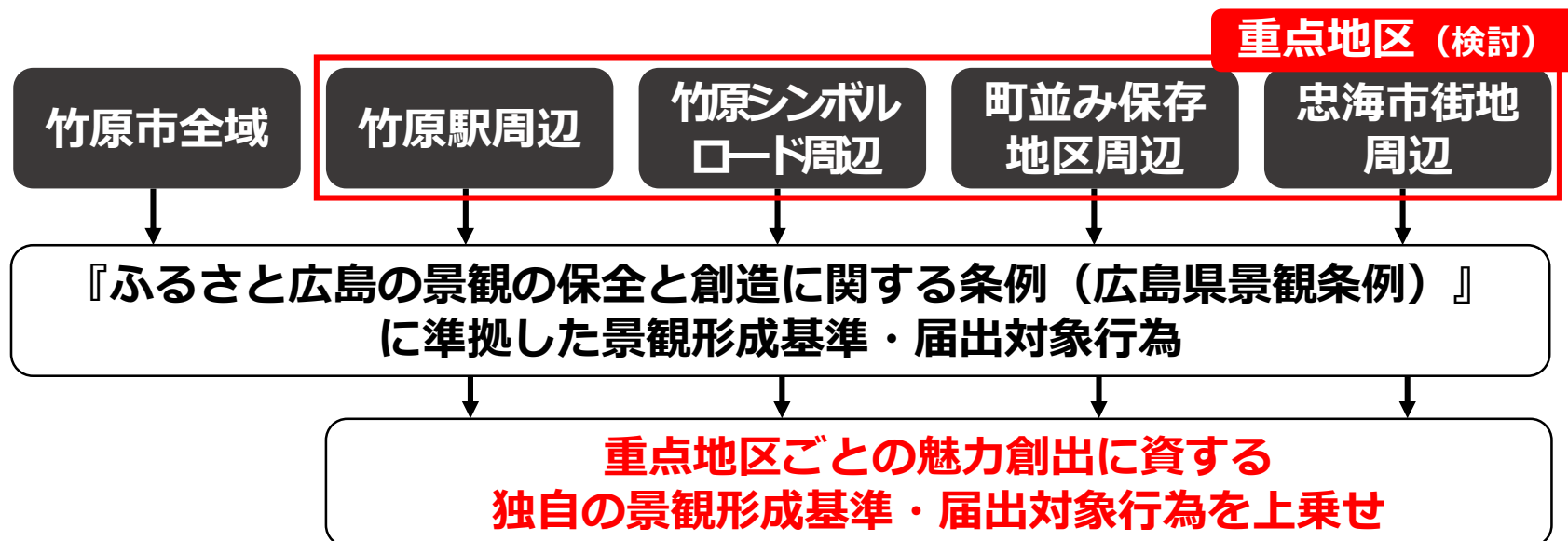
『ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（広島県景観条例）』

⇒竹原市全域で、大規模行為に関する景観形成基準・届出対象行為が定められていた。

○これから…

景観行政団体（景観行政を司る行政機構）⇒ 竹原市（権限委譲）

⇒景観計画の策定及び独自条例による景観の規制等が可能に！



1) 行為の制限（景観形成基準）で定める事項

- 景観計画では、届出を必要とする行為に対して、景観形成基準を定める必要がある。

【次のうち必要なものを選択】

- 建築物又は工作物の形態又は色彩、その他の意匠の制限
- 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- その他法第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限



行為	本計画で定める事項
共通事項	①基本的遵守事項 ②位置 ③敷地の緑化 ④その他
建築物	①形態 ②意匠 ③色彩 ④素材 ⑤その他
工作物	
鉱物の掘採又は土石等の採取	
土地の区画形状の変更	①変更後の形状 ②その他
屋外における土石、廃棄物、物品等	①集積等の方法 ②遮蔽 ③その他

2) 景観形成基準

- ・ 景観計画区域の景観形成基準は、これまで通り県の景観条例に準拠する。
- ・ 太陽光発電設備等に関する新たな事項については追加する。

行為	事項
共通事項	①基本的遵守事項
	②位置
	③敷地の緑化
	④その他
建築物	①形態
	②意匠
	③色彩
	④素材
	⑤その他
工作物	
鉱物の掘採又は土石等の採取	
土地の区画形状の変更	①変更後の形状
	②その他
屋外における土石、廃棄物、物品等	①集積等の方法
	②遮蔽
	③その他

市で新たに追加した内容

■ 共通事項（追加事項）

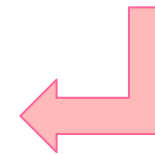
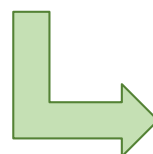
① 基本的遵守事項

- ・ 本計画に定める「3. 景観形成に関する将来像と基本方針」の内容に沿ったものとするよう努める。

◇誇りある景観を
「まもる（保全・維持）」

◇魅力ある景観を
「みがく（創出・向上）」

◇愛着ある景観を
「ととのえる（改善・配慮）」



◇一人ひとりの力を
「つなぐ（協働）」

② 位置

- ・ 主要な展望地（※）からの眺望の妨げにならないよう、行為地の選定に当たって、特に配慮する。

※ 大久野島周辺、長浜等、町並み保存地区、忠海市街地、国道2号、185号、432号線沿い等

4 - 2. 景観計画区域の景観形成基準

市全域

行為	事項
共通事項	①基本的遵守事項
	②位置
	③敷地の緑化
	④その他
建築物	①形態
	②意匠
	③色彩
	④素材
	⑤その他
工作物	
鉱物の掘採又は土石等の採取	
土地の区画形状の変更	①変更後の形状
	②その他
屋外における土石、廃棄物、物品等	①集積等の方法
	②遮蔽
	③その他

市で新たに追加した内容

■ 工作物

- 原則として、建築物の事項及び基準に準じる。
- 屋外広告物**及び**太陽光発電設備**等は、主要な展望地からの眺望の妨げとならないよう**色彩等に配慮**する。
- 地上設置型の太陽光発電設備**を設置する場合は、道路、公園、河川等の**公共の用に供する場所から容易に望見されない位置**に設けるか、**生け垣や植栽等によって遮へい**するなどの配慮を行う。

■ 市内の太陽光発電設備設置例

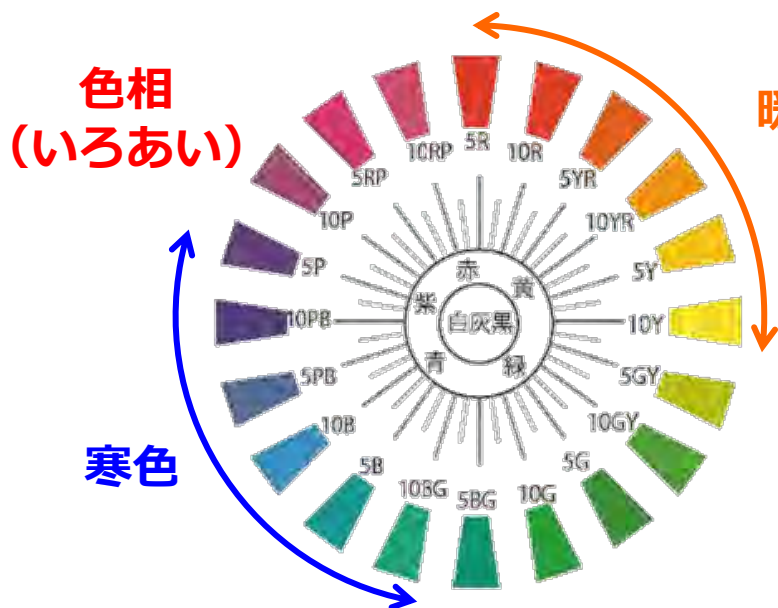


4-3. 重点地区の形成基準（色彩基準）

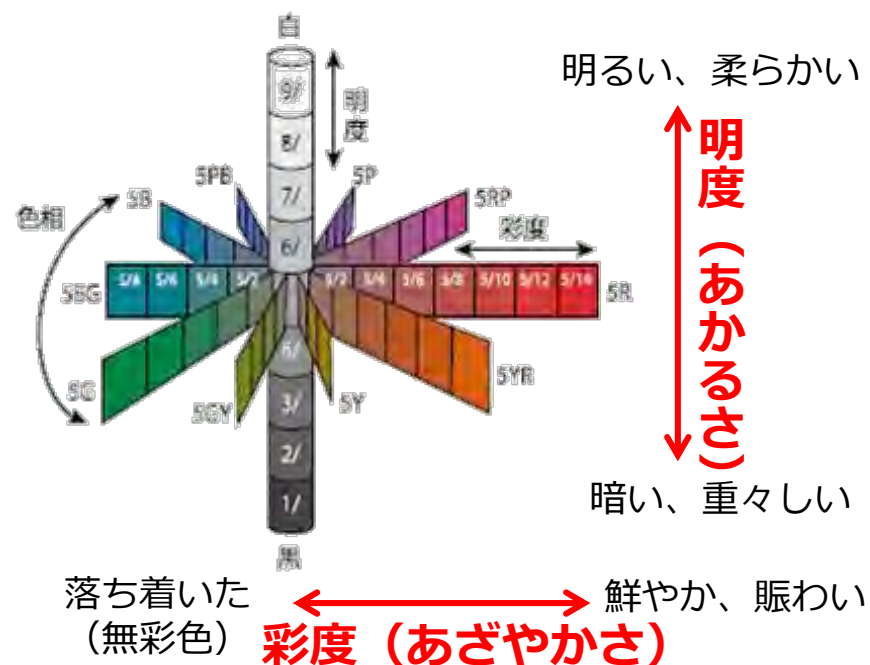
- ・ 景観形成基準のうち色彩については、これまで明確な色彩設定なし。
- ・ 特に景観に配慮すべき**重点地区**について、JIS規格に採用されている「マンセル表色系」を用いて**色彩基準を定める**こととする。

（1）マンセル表色系

- ・ 色相（いろあい）・明度（あかるさ）・彩度（あざやかさ）によってひとつの色を表示する。



10種の基本色と0～10の数字の組み合わせ
暖色（R等）は暖かい、寒色は冷たい雰囲気

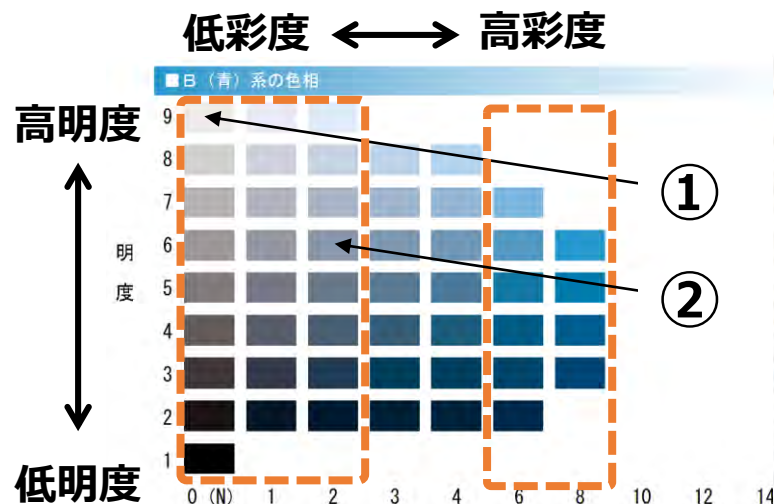


白、黒、グレー等は無彩色（N）

4-3. 重点地区の形成基準（色彩基準）

（2）色彩基準の考え方

- 彩度は色相によって最大値が異なり、本計画では彩度幅を3分割し、低い方の概ね1/3を「低彩度」、高い方の概ね1/3を「高彩度」として定義する。
- 建築物等の色彩基準について、周辺景観との調和を図るため、**外観における適切な面積配分**を設けて基準を設定することとする。



色の表示方法

① $\frac{N}{9}$
無彩色 明度

② $\frac{5B}{6} / \frac{2}{2}$
色相 明度 彩度

【基調色】

外壁各面の1/5以上

大面積で、建築物等の基調となり、建築物等全体のイメージを生む色彩

【強調色】

外壁各面の1/5未満

各壁面に一定割合で使用することにより、基調色を引き立て、建築物等全体の表情（デザイン）に変化をつける色彩



4－3．重点地区の形成基準（色彩基準）

（3）色彩基準の適応除外

- 良好な景観形成に貢献するなど、**次のような場合は色彩基準によらない**こととする。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえたものとする必要がある。

- 自然石や木材、漆喰や土壁等の**自然素材**、タイルやレンガ等を使用する場合
- 社寺仏閣や文化財等の**歴史資源**、地域イメージの核となっており**ランドマーク**の役割を果たしているもの
- その他、良好な景観の形成に貢献するなど、**本計画の実現に資するもの**

※このほか、工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないこととする。



自然素材、タイルやタイル等



社寺仏閣や文化財等の歴史資源

4-3. 重点地区の形成基準（色彩基準）

（４）色彩基準の設定方針

1 既存建築物の色彩把握

重点地区内の建築物について、外観の基調色・強調色の色彩調査を行った。

■各地区のサンプル数

地区	建築物
竹原駅周辺	103軒
竹原シンボルロード周辺	74軒
町並み保存地区周辺	482軒
忠海市街地周辺	132軒



2 重点地区の景観づくりの方針

■重点地区の目指すべき姿

地区	目指すべき姿
竹原駅周辺	まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成
竹原シンボルロード周辺	シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成
町並み保存地区周辺	町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全
忠海市街地周辺	歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成

3 色彩基準の設定

調和

整合

既存建築物の色彩を基本としつつ、周辺の景観との調和や景観づくりの方針との整合に留意して重点地区ごとの色彩基準を設定した。

色彩基準は基調色・強調色ごとに、使用可能な範囲を基準色、使用することが望ましい範囲を推奨色として設定する。

ただし、伝統的な町家や建築物をイメージする無彩色（N）は基準を設けない。

4-4. 重点地区の景観形成基準

竹原駅前
周辺

(1) 竹原駅前周辺地区

本地区は「まちなかゾーン」に位置づけており、
「まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じ
る景観の形成」を目指す。

◇ 心地よさと魅力を感じる 駅前ストリートづくり

- ・ 駅前の魅力ある歩行者空間の創出に向けて、建築物等の形態や色彩のルールづくり、植栽の修景、のぼり旗や看板等の屋外広告物のルールづくりを進める。
- ・ 沿道店舗等において、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けない、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。
- ・ 連続性のある景観を阻害する空き店舗等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討する。



4-4. 重点地区の景観形成基準

竹原駅前
周辺

1) 竹原駅前周辺地区の景観形成基準

■ 共通事項

- ・ 既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。

■ 建築物

① 形態

- ・ 商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。
- ・ 周辺に圧迫感を与えない形態とする。
- ・ 建築物の1階店舗部分では、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けないなど、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。
- ・ 階高やひさしの高さは、周囲のまちなみに合わせ景観の連続性の維持を図る。



閉鎖的なシャッターではなく…



道路側をオープン（ガラス）とする



4-4. 重点地区の景観形成基準

■ 建築物（つづき）

② 意匠

- ・ 商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。
- ・ 建築物の**壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置**する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。

③ 色彩

- ・ 色彩基準を基本とし、**周辺の建築物や景観に調和する色彩**とするよう配慮する。
- ・ 特に**建築物の低層部については、歩行者の視線を意識**し、一体的な景観形成を図るため、**統一感のある色彩とするよう配慮**する。

■ 工作物

- ・ **地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止**とする。

■ その他

- ・ 快適な歩行者空間を創出するため、**民地部分のオープンスペース化**が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する。

2) 竹原駅前周辺地区の色彩基準

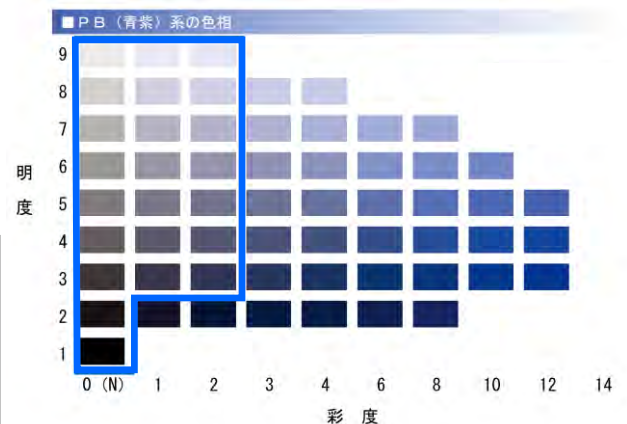
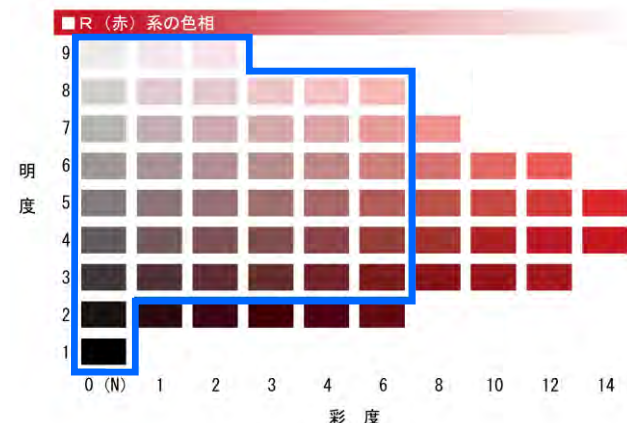
■ 基調色 (壁面の1/5以上)

- 地区の賑わいや魅力創出の観点から**基準色 (使用可能な範囲)**は設定しない。
- ただし、既存のノスタルジックな景観に配慮するため、既存建築物の色彩を基本として**推奨色を設定**する。
- 賑わいをイメージできる暖色 (赤・黄赤・黄) 系統は中彩度の6以下、その他の色相は低彩度の2以下を**推奨色**とする。
- 重々しい印象は地区のイメージに沿わないため、2以下の低明度の色彩は除外する。

■ 強調色 (壁面の1/5未満)

地区の賑わいや魅力創出の観点から**強調色の基準は設定しない**。ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は周辺のノスタルジックなまちなみ景観と調和するよう留意する。

- 基調色の基準 (抜粋)
- ※ 強調色は基準なし



□ : 推奨色

4-4. 重点地区の景観形成基準

竹原駅前
周辺

【参考】 竹原駅前周辺地区 既存建築物の色彩 - 基調色

推奨色内

A : 2.5R8/6



C : 10YR8/6



D : 2.5Y9/4



E : 5PB8.5/0.5



R (赤)
YR(黄赤)
Y (黄)
GY(黄緑)
G (緑)
BG(青緑)
B (青)
PB(青紫)
P (紫)
RP(赤紫)
N (白黒等)



F : 5RP8/0.5



G : 5B5/1



H : 5GY8.5/0.5



推奨色外

B : 7.5R4/8



色相	推奨色内	推奨色外
R	A : 2.5R8/6	B : 7.5R4/8
YR	C : 10YR8/6	
Y	D : 2.5Y9/4	
PB	E : 5PB8.5/0.5	
RP	F : 5RP8/0.5	
B	G : 5B5/1	
GY	H : 5GY8.5/0.5	

4-4. 重点地区の景観形成基準

竹原シンボル
ロード周辺

(2) 竹原シンボルロード周辺地区

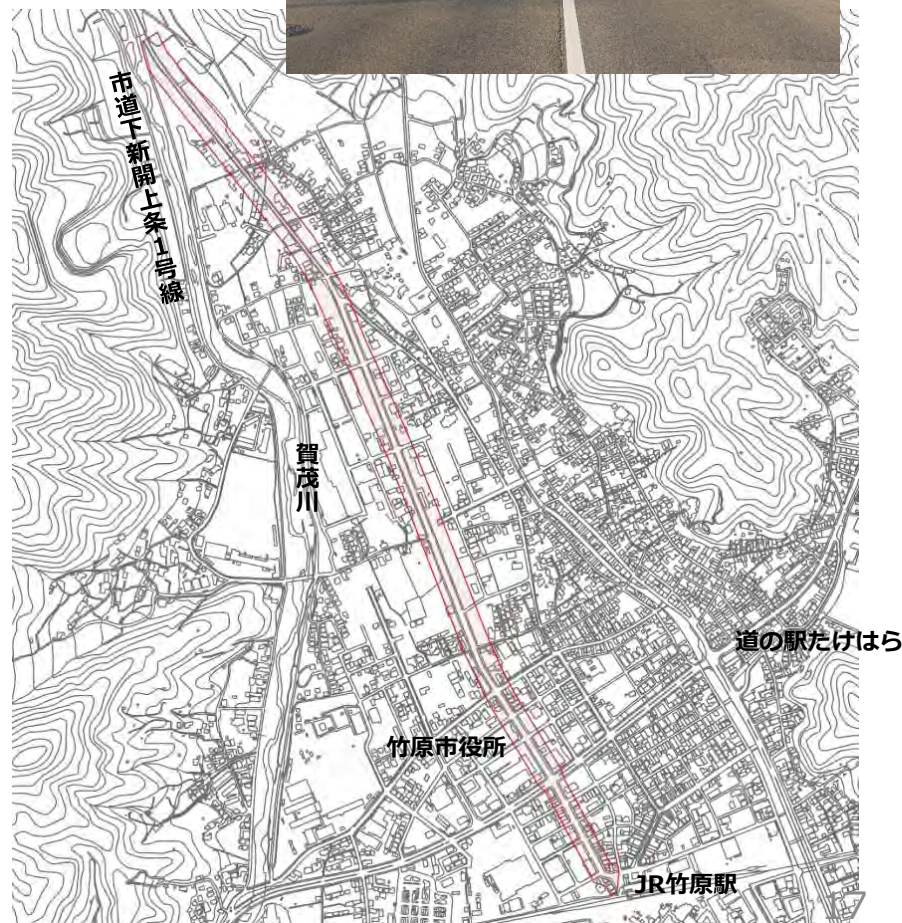
本地区は「まちなかゾーン」に位置づけており、
「シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の
利便性を備えた良好な沿道景観の形成」を目指す。

◇ 竹並木と黒煉瓦が織りなす シンボルロードづくり

- 沿道の竹並木と黒煉瓦による趣のある歩行者空間を維持し、竹原らしいシンボルロードの形成を進める。

◇ 賑わいと景観が調和した 沿道景観づくり

- 沿道の建築物・広告物等は賑わいを演出しつつ、町並み保存地区からの眺望景観を阻害しない色彩にするなど、景観上の配慮を行う。
- 町並み保存地区や文化財等への誘導サインは、周辺と調和した統一感のあるデザインとするなど、景観上の配慮を行う。



1) 竹原シンボルロード周辺地区の景観形成基準

■ 共通事項

- ・ シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。
- ・ 国道432号から見える建築物の低層部では、竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに、快適な歩行者空間の創出に努める。

■ 建築物

① 形態

- ・ 周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた形態とする。
- ・ 大規模なものとなるときは、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。



■ 建築物（つづき）

② 意匠

- ・ 周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。
- ・ 建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。
- ・ 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。

③ 色彩

- ・ 色彩基準を基本とし、周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する。
- ・ 眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。

■ 工作物

- ・ 地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。

4-4. 重点地区の景観形成基準

竹原シンボル
ロード周辺

2) 竹原シンボルロード周辺地区の色彩基準

■ 基調色 (壁面の1/5以上)

- 地区の賑わいや魅力創と活力創出の観点から **基準色 (使用可能な範囲)** は設定しない。
- ただし、周辺景観との調和に配慮するため、既存建築物の色彩を基本として **推奨色を設定**する。
- 賑わいをイメージできる **暖色 (赤・黄赤・黄)** 系統は **中彩度の6以下**、**その他の色相**は **町並み保存地区及びその周辺と調和した景観に配慮**するため **低彩度の2以下**を **推奨色**とする。
- 重々しい印象は地区のイメージに沿わないため、**2以下の低明度の色彩は除外**する。

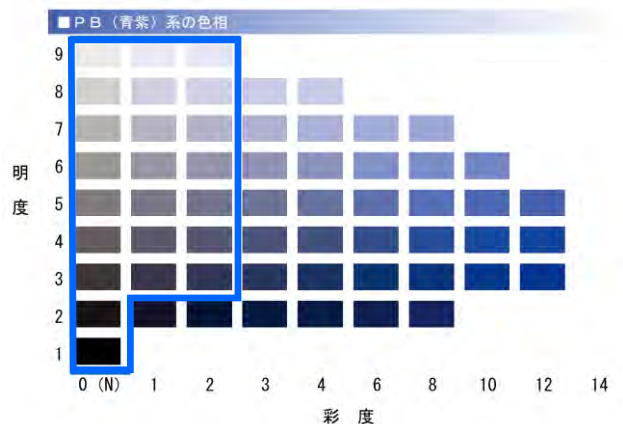
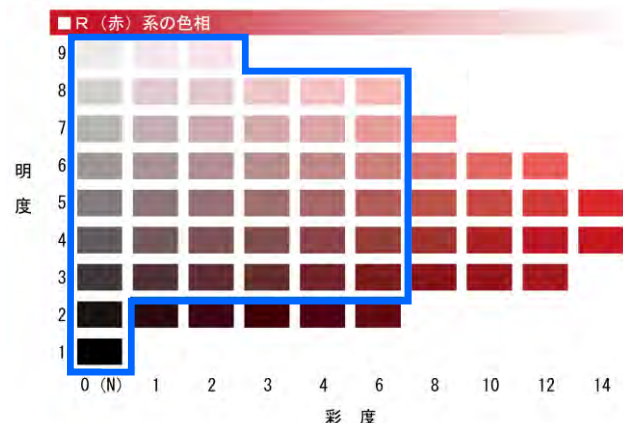
■ 強調色 (壁面の1/5未満)

地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から **強調色の基準は設定しない**。

※ 配慮事項

高さ13mを超える部分は **町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠**

- 基調色の基準 (抜粋)
※ 強調色は基準なし

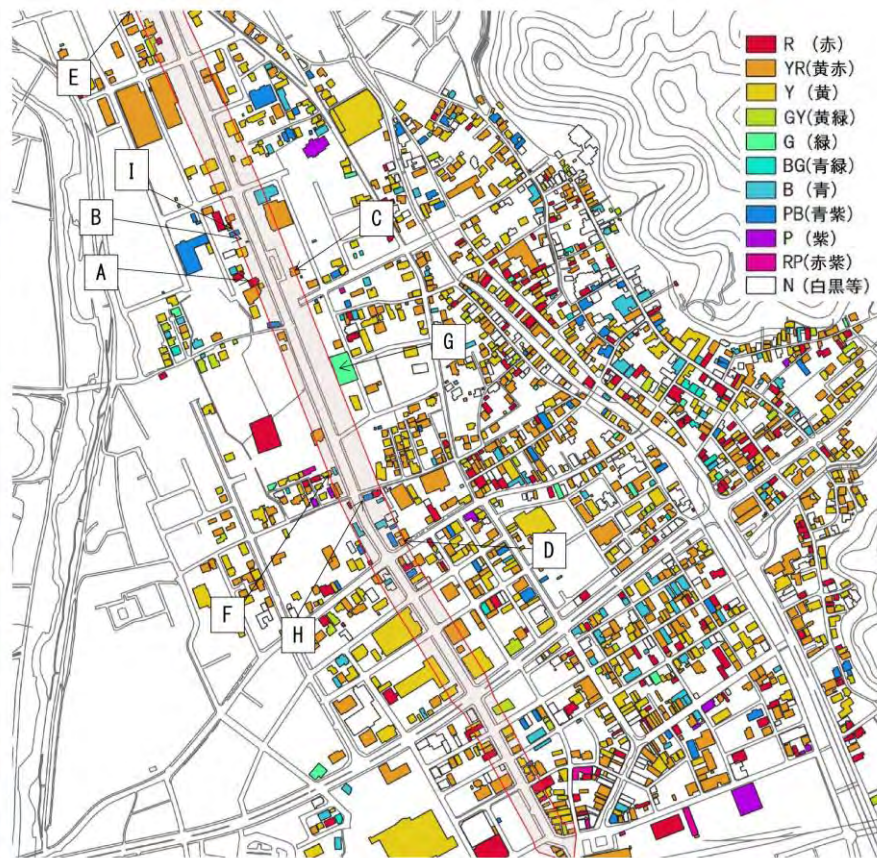


: 推奨色

4-4. 重点地区の景観形成基準

竹原シンボル
ロード周辺

【参考】竹原シンボルロード周辺地区 既存建築物の色彩 - 基調色



色相	推奨色内	推奨色外
R	A : 7.5R3/6	B : 7.5R4/14
YR	C : 10YR7/4	D : 2.5YR7/10
Y	E : 2.5Y8/6	
B	F : 10B8/2	
G		G : 5G7/4
PB	H : 2.5PB6/2	I : 2.5PB5/8



4-4. 重点地区の景観形成基準

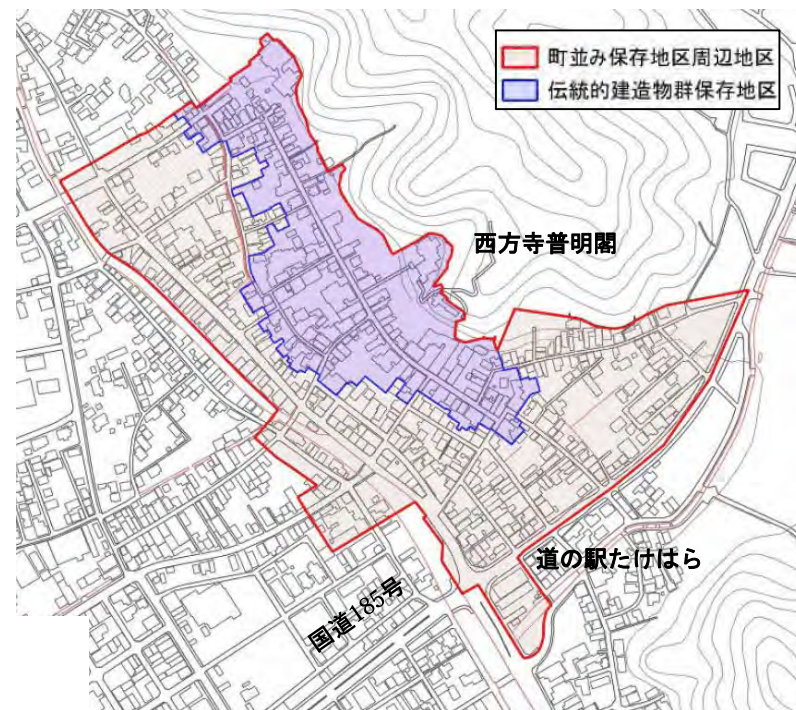
町並み保存
地区周辺

(3) 町並み保存地区周辺地区

本地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけられており、「町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全」を目指す。

◇町並み保存地区と 一体となった歴史景観づくり

- 町並み保存地区へと続く街路や沿道建築物など、アイレベルの景観づくりに力を入れ、建築物等の形態や色彩、屋外広告物に関するルールづくりなど、町並み保存地区からの連続性のある景観形成を進める。
- 西方寺普明閣等の主要な展望地からの眺望景観を阻害する要因となるものを把握し、建替や更新の際等に注意喚起を図るなど、適切な措置を講じる。
- 景観を阻害する空き家等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討する。



4-4. 重点地区の景観形成基準

町並み保存
地区周辺

1) 町並み保存地区周辺地区の景観形成基準

■ 共通事項

- ・ 町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び一体的な歴史まちなみ景観の形成に努める。
- ・ 西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全に努める。

■ 建築物

① 形態

- ・ 原則木造とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。
- ・ 建築物の高さは、原則10m以下とする。
- ・ 屋根は、勾配屋根及び瓦屋根とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。

② 意匠

- ・ 外観は和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。



4-4. 重点地区の景観形成基準

町並み保存
地区周辺

■ 建築物

② 意匠（つづき）

- ・ 建築設備等は、道路から見えない場所に設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。
- ・ 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。

③ 色彩

- ・ 色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する。
- ・ 屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度0（黒、灰色等の無彩色(N)）とするよう配慮する。

■ 工作物

- ・ 塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。
- ・ 地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。

■ 建築設備等の建築物との一体性



■ 看板や垣等の景観との一体性



4-4. 重点地区の景観形成基準

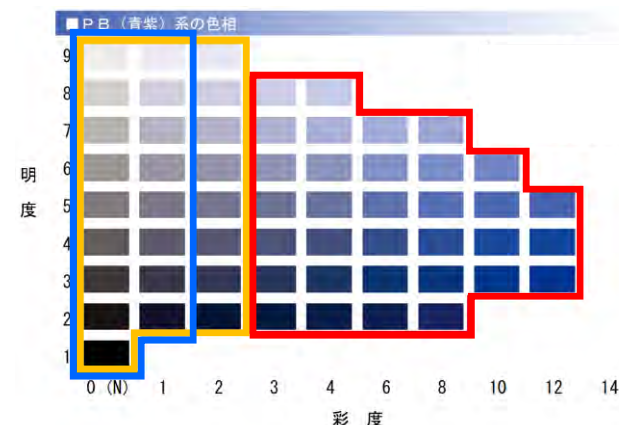
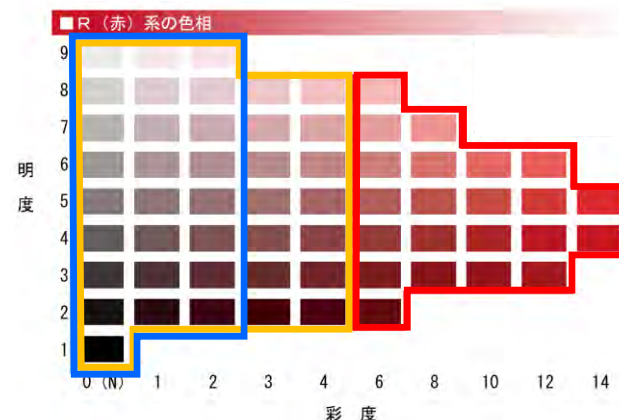
町並み保存
地区周辺

2) 町並み保存地区周辺地区の色彩基準

■ 基調色 (壁面の1/5以上)

- 本地区は無彩色 (N) 及び低彩度の色彩により美しい歴史・文化景観を形成している。引き続き、これらの歴史ある景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として赤・黄赤・黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色 (使用可能な範囲) として設定する。また、基準色を超える色彩は禁止色として設定する。
- 明度は、地区の重厚なイメージに合った色彩を使用できるように基準を設定しないこととする。
- 重要伝統的建造物群保存地区では、建築物の外壁の修景基準として無彩色 (N)を設定している。本地区は重要伝統的建造物群保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度 (赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下)を設定する。

■ 基調色の基準 (抜粋)



- : 推奨色
- : 基準色
- : 禁止色

4-4. 重点地区の景観形成基準

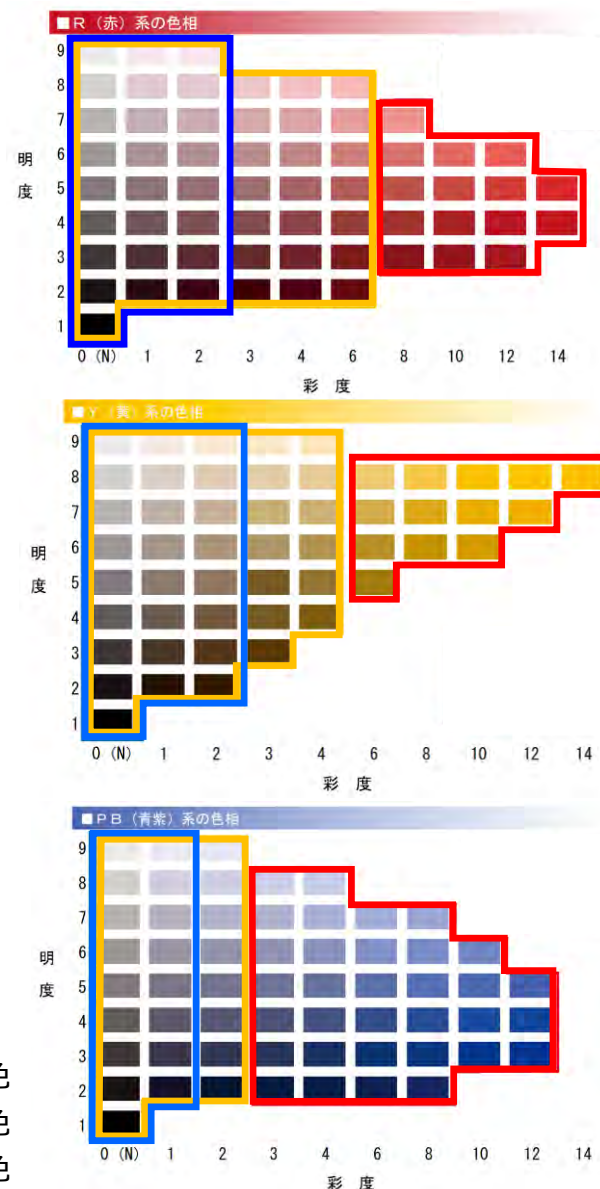
町並み保存
地区周辺

○ 町並み保存地区周辺地区の色彩基準

■ 強調色（壁面の1/5未満）

- **強調色**は外壁の一部にとどまるとともに、建築物にメリハリをもたせる効果があり、**既存建築物等に多く使われている色彩を基準**として赤・黄赤系統は彩度**6以下**、**黄系統は彩度4以下**、その他の色相は彩度**2以下**を**基準色（使用可能な範囲）**として設定する。また、**基準色を超える色彩は禁止色として設定**する。
- 明度は、**地区の重厚なイメージに合った色彩を使用できるように基準を設定しない。**
- 重要伝統的建造物群保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、基調色同様、**推奨色として低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）**を設定する。

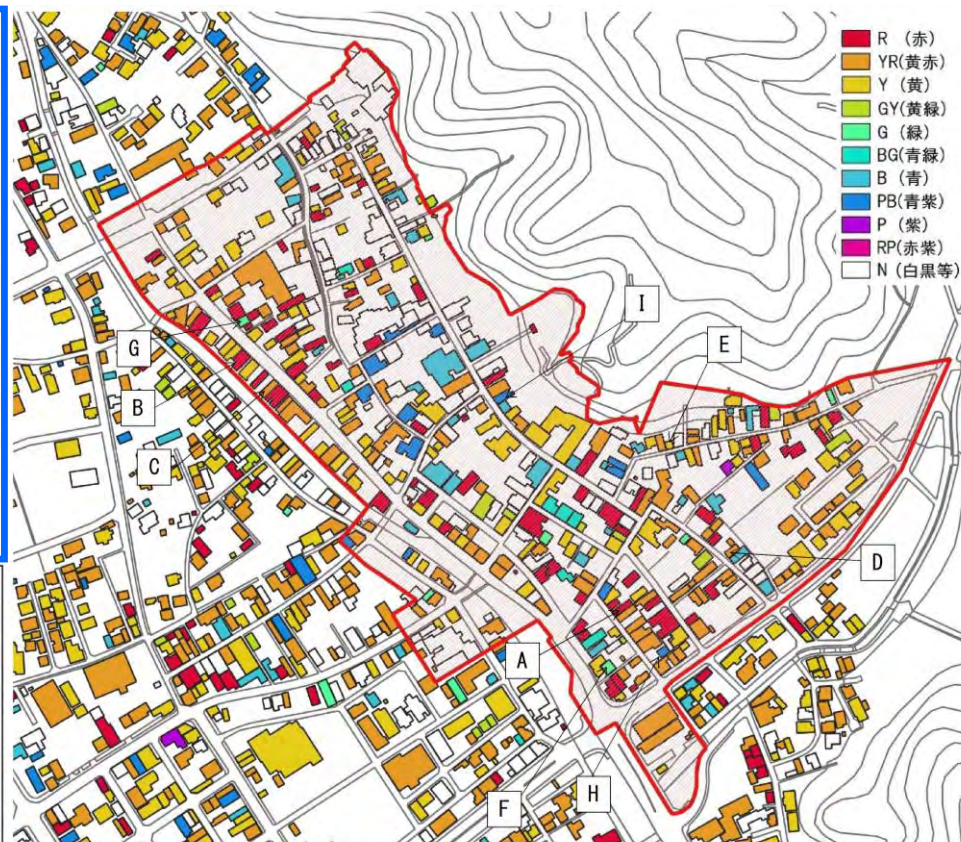
□ : 推奨色
□ : 基準色
□ : 禁止色



4-4. 重点地区の景観形成基準

町並み保存
地区周辺

【参考】町並み保存地区周辺地区 既存建築物の色彩 - 基調色

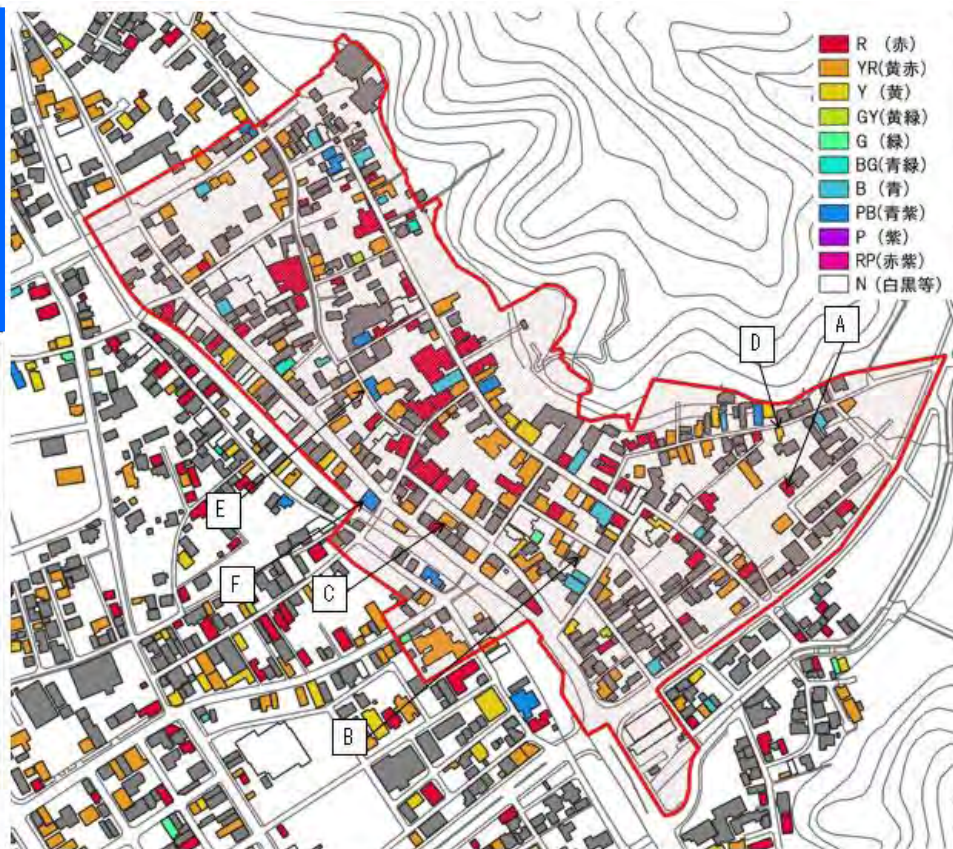


色相	推奨色	基準色	禁止色	適応除外
R			B: 10R6/6	A: 10R3/4
YR		C: 10YR6/4	D: 10YR7.5/6	
Y		E: 2.5Y8.5/4		
G	F: 5G8/1		G: 2.5G7/4	
B	H: 5B8/1			I: 10B8/4

4-4. 重点地区の景観形成基準

町並み保存
地区周辺

【参考】町並み保存地区周辺地区 既存建築物の色彩 ー 強調色



色相	推奨色	基準色	禁止色	適応除外
R		A: 7.5R3/6		
YR		B: 2.5YR5/6	C: 2.5YR7/10	
Y		D: 1.25Y7/4		
PB	E: 5PB6/2			F: 6.25PB8/4

4-4. 重点地区の景観形成基準

忠海市街地
周辺

(4) 忠海市街地周辺地区

本地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけており、「歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成」を目指す。

◇ 忠海地域の玄関口として魅力あるまちなみづくり

- 忠海駅から旧市街地への回遊促進に向けて、沿道の景観づくり、建築物等の形態や色彩のルールづくり、内堀公園等における居心地のよい空間づくりを進める。
- 社寺仏閣の集積するエリアにおいては、歴史と文化を伝える景観を保全しながら、市内外に地域資源を発信し、来訪者の回遊促進を図る。
- 黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害する要因を把握し、建替・更新の際等に注意喚起を図るなど、適正な措置を講じる。



4-4. 重点地区の景観形成基準

1) 忠海市街地周辺地区の景観形成基準

■ 共通事項

- ・ 歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出に努める。

■ 建築物

① 形態

- ・ 黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。
- ・ 建築物の高さは原則10m以下とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。

② 意匠

- ・ 建築設備等は、道路から見えない場所に設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。
- ・ 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。

■ 黒滝山から見る多島美と市街地



■ 忠海市街地から見える黒滝山



○忠海市街地周辺地区の景観形成基準

③色彩

- ・ 色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する。

■工作物

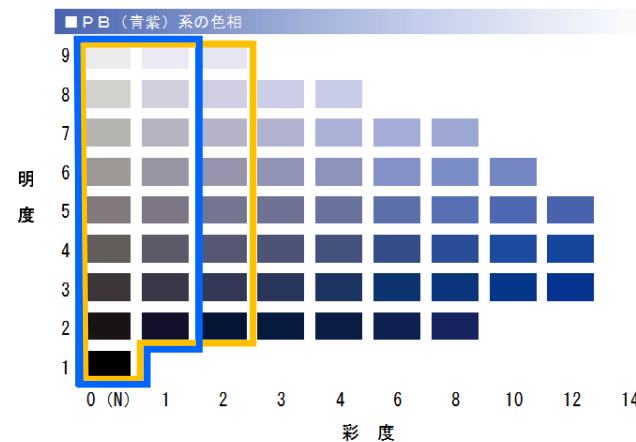
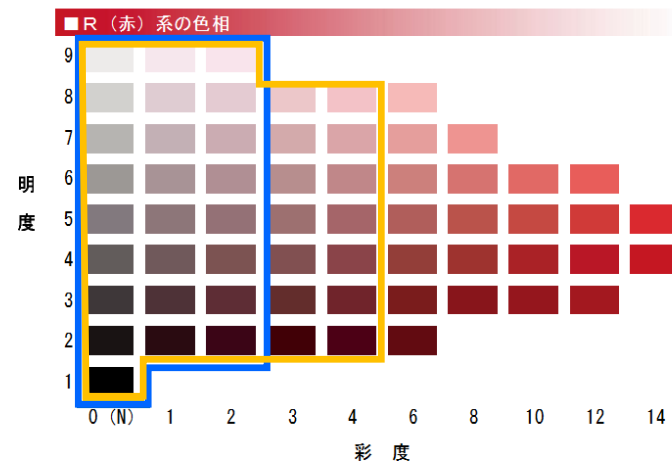
- ・ 地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。

2) 忠海市街地周辺地区の色彩基準

■ 基調色 (壁面の1/5以上)

- 本地区は、古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、落ち着いた景観を形成している。引き続き、これらの落ち着いた景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として赤・黄赤・黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色 (使用可能な範囲) として設定する。
- 明度は、地区の落ち着いたイメージに合った色彩を使用できるよう基準を設定しない。
- 本地区の歴史的な景観の維持と魅力ある景観の創出のため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度 (赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下) を設定する。

■ 基調色の基準 (抜粋)



□ : 推奨色
□ : 基準色

4-4. 重点地区の景観形成基準

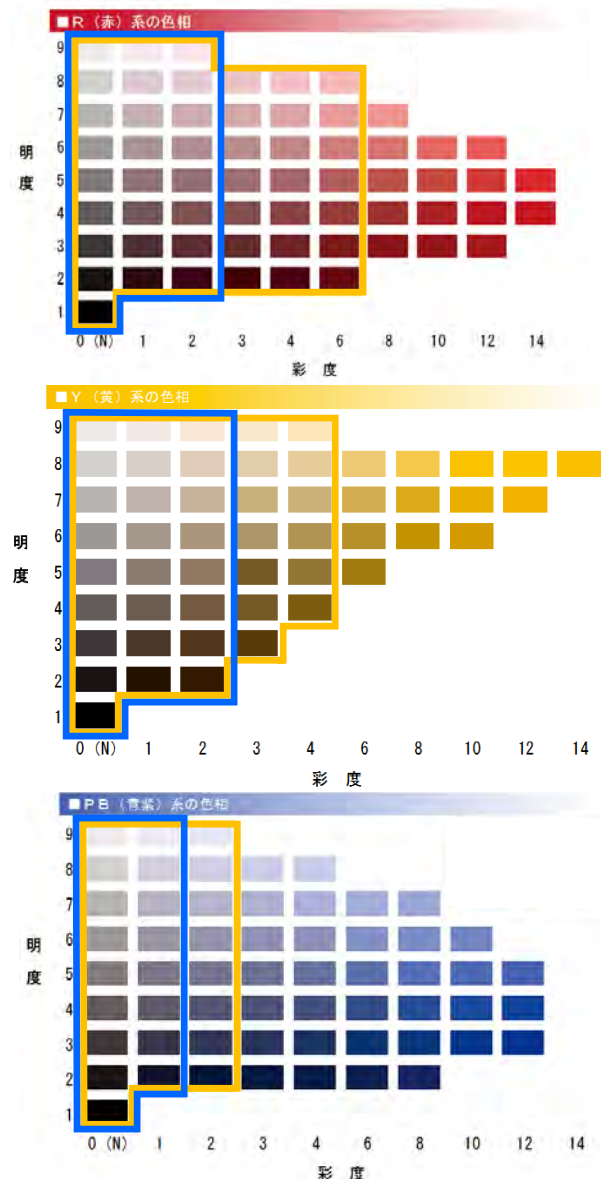
○忠海市街地周辺地区の色彩基準

■強調色（壁面の1/5未満）

- **強調色**は外壁の一部にとどまるとともに、建築物にメリハリをもたせる効果があり、**既存建築物等に多く使われている色彩を基準**として**赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色（使用可能な範囲）として設定**する。
- 明度は、**地区の重厚なイメージに合った色彩**を使用できるよう**基準を設定しない**。
- **推奨色**は、基調色同様、落ち着いた景観を維持していくため**低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）**を設定する。

□：推奨色
□：基準色

■強調色の基準（抜粋）



4-4. 重点地区の景観形成基準

忠海市街地
周辺

【参考】忠海市街地周辺地区 既存建築物の色彩 ー 基調色



色相	推奨色	基準色	基準色外
R		A: 10R8/3	B: 7.5R4/8
YR		C: 7.5YR8/4	D: 2.5YR5/6
Y		E: 7.5Y5/4	
GY	F: 5GY9.2/1		
B	H: 5B3/1		
P	G: 5P9/1		

4-4. 重点地区の景観形成基準

忠海市街地
周辺

【参考】忠海市街地周辺地区 既存建築物の色彩 ー 強調色



色相	推奨色	基準色	基準色外
R	A: 10R3/2		B: 7.5R4/8
YR		C: 10YR7.5/6	D: 2.5YR6/14
Y		E: 2.5Y8/4	
B		F: 5B8/2	

4－5．届出対象行為（景観計画区域及び重点地区）

- ・景観法では建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為を必須届出行為とし、必要に応じて政令で定められた選択可能な届出対象行為から条例で届出対象行為を定めることができる。
- ・重点地区を除く地域は、これまで通り県の届出対象行為に準拠する。
- ・重点地区は、建築行為について規模を限定せず全て届出対象とする。

届出の対象	景観計画区域 県条例準拠	重点地区
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	・ 高さ 13m 又は建築面積 1,000㎡ を超えるもの	・ 規模を限定せず全て対象 （※建築物の外観変更も全て対象）
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	・ 次表の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a：高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの（擁壁，さく，塀等） b：高さ 13m 又は築造面積 1,000㎡ を超えるもの（公告塔，太陽光発電等） c：高さ 20m を超えるもの（記念碑、電線路又は電柱等）	
建築物，工作物の外観の変更（※）	・ 建築物又は工作物の新築，増築，改築，移転，撤去に係る事項に該当する施設のうち，外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ 10㎡ を超えるもの	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採，土石等の採取	・ 地形の外観の変更に係る土地の面積 1,000㎡ 又は法面若しくは擁壁の高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの	
土地の区画形質の変更	・ 区画形質の変更に係る土地の面積が 3,000㎡ を超えるもの ・ 法面又は擁壁が高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの	
屋外における物品の集積，貯蔵	・ 集積，貯蔵の高さ 5m 又は土地の面積 1,000㎡ を超えるもの	

※届出対象行為の適用除外、工作物の分野も広島県景観条例に準拠

4－6．屋外広告物の表示及び設置

(1) 基本的な考え方

- ・屋外広告物は、駅前商店街や国道432号沿道などでは賑わいのある雰囲気づくりに寄与する一方、大規模な広告物や派手な色彩の広告物は、景観を悪化させる要因となることもある。
- ・本計画では、広島県屋外広告物条例に準拠しつつ、地域特性を考慮した屋外広告物の適正な規制・誘導により、賑わいのある雰囲気づくりと良好な景観形成の両立を図る。
- ・特に、町並み保存地区及びその周辺など、景観保全の必要性が高い地域は、地域の良好な景観や眺望景観が阻害されないよう適切な制限を行う。

■ 西方寺普明閣

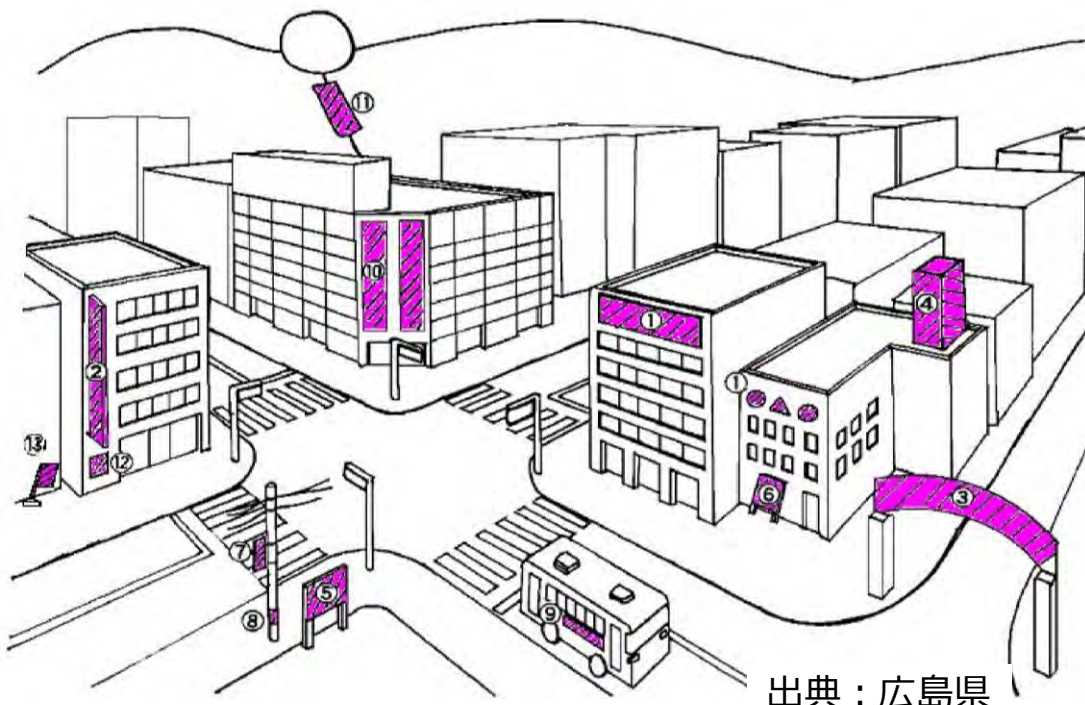


西方寺普明閣から見える商業施設の看板

4 - 6. 屋外広告物の表示及び設置

(2) 対象とする屋外広告物

- ・ 屋外広告物は、屋外広告物法により表示及び掲出する物件の設置、維持、屋外広告業について必要な規制の基準が示されている。
- ・ 本計画で対象とする屋外広告物は、屋外広告物法第2条第1項に規定されるものとする。



出典：広島県

屋外広告物法第2条第1項において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

▲屋外広告物の種類

①壁面広告、②突出し看板、③アーチ看板、④屋上広告塔、⑤掲示板、⑥立看板、⑦電柱広告（添加広告）、⑧電柱広告（巻き付け広告）、⑨バス広告、⑩懸垂幕、⑪気球広告、⑫はり紙、⑬のぼり旗

4－6．屋外広告物の表示及び設置

(3) 屋外広告物の表示及び設置に関する基本方針

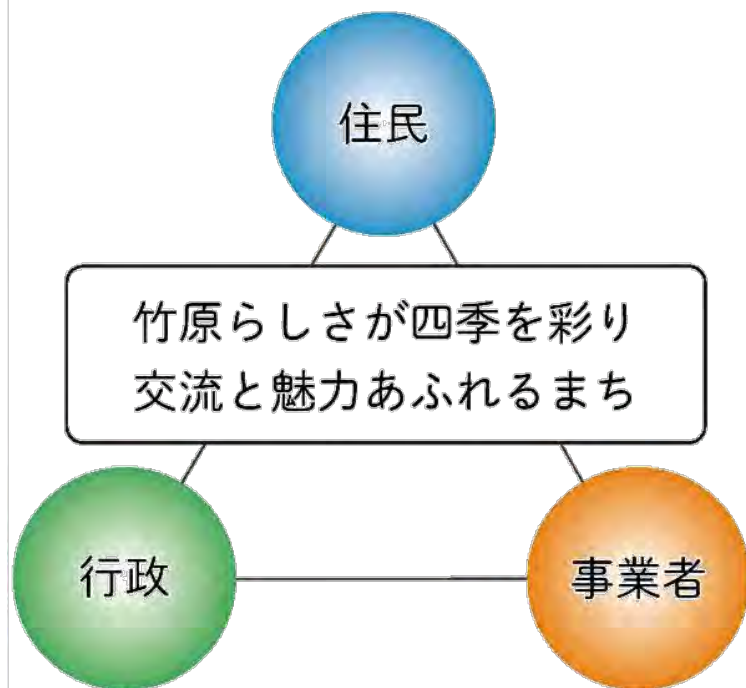
	基本方針		景観形成基準
景観計画区域	・地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度な表現による<u>不調和又は著しい違和感を生じないように配慮</u>する。 ・建築物等に設置する看板、広告塔などは、<u>必要最小限度の大きさ、設置個数</u>にとどめる。 ・建築物又は工作物に附属する場合は、当該<u>建築物又は工作物との調和</u>を図る。 ・基調となる色彩は<u>落ち着いた色調</u>を用いるよう努め、原則として<u>彩度の高い色</u>の使用は避ける。また、<u>蛍光色</u>はできるだけ避ける。	竹原駅前 周辺地区	・屋外広告物は<u>周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等</u>とするよう配慮する。 ・統一感のある景観を創出するため、<u>屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさ、意匠、照明</u>などを工夫する。
		竹原 シンボル ロード 周辺地区	・屋外広告物等は<u>周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩</u>とするよう配慮するとともに、<u>西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全</u>するため、<u>高さ13mを超える部分は建築物の色彩基準に準拠</u>する。
		町並み 保存地区 周辺地区	・屋外広告物は<u>周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫</u>を行うとともに、色彩は<u>建築物の色彩基準（強調色）</u>に準拠する。 ・また、<u>極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避ける</u>こととする。
		忠海 市街地 周辺地区	・建築物に設置する看板及び広告塔は、<u>周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮</u>する。

※竹原市景観条例の制定とあわせて、竹原市屋外広告物条例を制定する。

6. 景観まちづくりの推進

○計画実現に向けた役割

- ・「**竹原らしさが四季を彩り、交流と魅力あふれるまち**」の実現に向けて、住民、事業者、行政等の様々な立場の人がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働して進める必要がある。



○住民の役割

- ・ 美化・清掃や植栽活動等、身近なことから地域の景観形成に主体的に参加する。
- ・ 行政の情報や自主的なワークショップへの参加により景観計画についての理解を深め、地区レベルの景観まちづくりを展開する。

○事業者の役割

- ・ 事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加し、実践する。

○行政の役割

- ・ 景観形成をリードする公共施設の整備や適切な維持管理を推進する。
- ・ 庁内体制を整え、国・県・近隣市町等との連携により、総合的な施策の実施に努める。
- ・ 景観に関する情報発信・データベース化 等

6. 景観まちづくりの推進

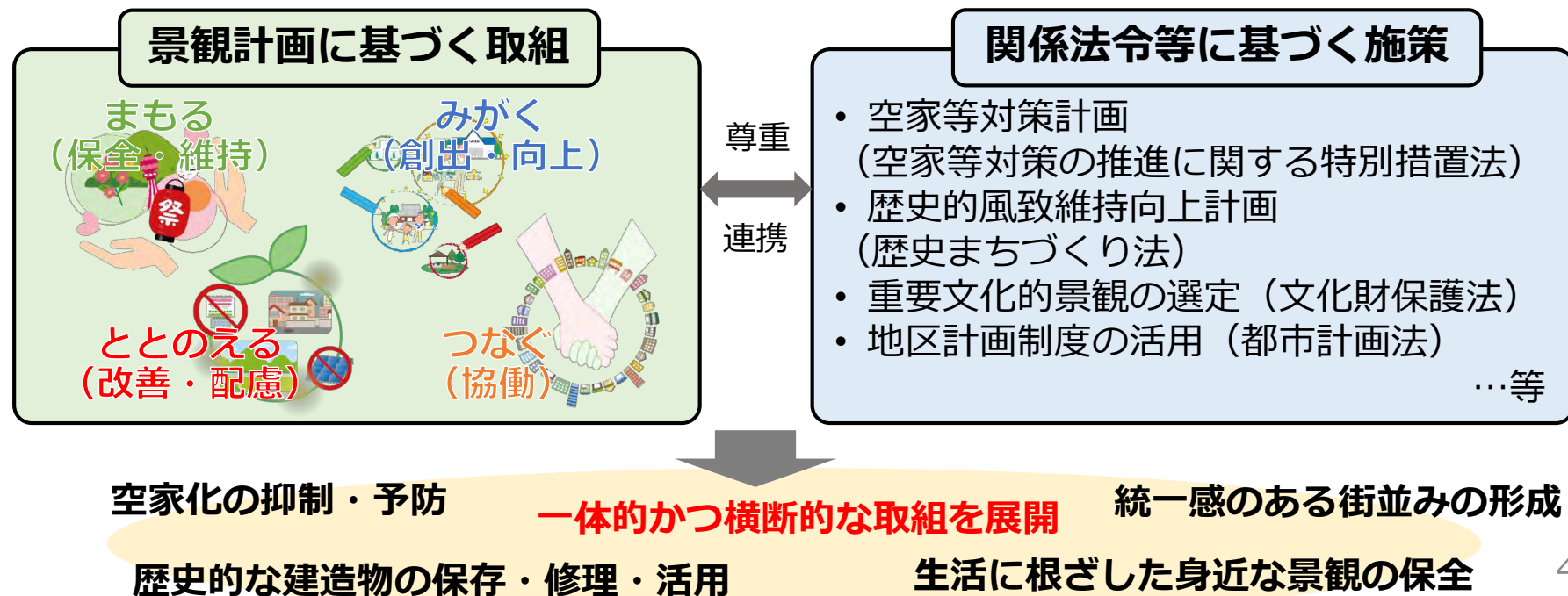
○良好な景観形成の推進に向けて

- ・ 景観形成の基本方針の一つである“一人ひとりの力を「つなぐ（協働）」”に基づいて、以下の取組を推進する。

（1）景観まちづくりに関する事業等の実施

①関係法令等の横断的な活用

- ・ 良好な景観形成を図るため、関係する法令に基づき、一体的かつ横断的な取組を展開していく必要がある。



6. 景観まちづくりの推進

②景観まちづくりに資する事業の継続実施

- これまで実施してきた景観まちづくりに資する事業を今後も実施・維持

■道の駅たけはらの整備

(都市再生整備計画事業)

- 車利用者も町並み保存地区へ誘導
- 防災機能も備える拠点



■街路灯の設置

(都市再生整備計画)



景観に配慮した意匠、太陽光発電

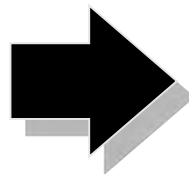
■酔景の小庭の整備

(街なみ環境整備計画)



隣接する森川邸との調和、観光客の休憩スペース

■黒レンガ・御影石の路面舗装 (歴史的地区環境整備街路事業)



町並みの古い建物に調和した路面整備

6. 景観まちづくりの推進

③竹原駅前エリアウォークアブルビジョンの実現

- 令和3年2月に策定した「竹原駅前エリアウォークアブルビジョン」の実現と合わせて、竹原駅前周辺地区の魅力ある景観まちづくりを推進する。

■竹原駅前エリア ウォークアブル ビジョン



竹原市
令和3年2月

■竹原駅前エリアの将来イメージ図



6. 景観まちづくりの推進

(2) 景観への市民意識の醸成

① 竹原市景観17選を活用した景観意識づくり

- 竹原市の新たな景観資源の発掘と魅力ある景観づくりを進めることを目的として「竹原市景観17選」を選定する。
- 今後は景観17選を活かし、竹原市の魅力ある景観を発信するとともに、市民一人ひとりの景観に対する意識の高まりを維持し続けられるよう、景観17選マップの作成や写真展の開催など、継続的な取組を推進する。



6. 景観まちづくりの推進

②まちづくり団体の設置の推進

- ・ 一般社団法人やNPO法人など、民間団体等との連携を図りながら、景観まちづくり活動を促進するため、まちづくり団体の設置の推進を進める。

景観まちづくり
活動の例▶

里親制度の活用促進



公共施設の維持
管理に市民が里
親として参画す
る仕組み

景観資源の保全・活用



景観重要建造物
や景観重要樹木
の管理や活用

③景観づくりガイドライン（仮称）の作成

- ・ 景観計画の景観形成基準について、配慮するポイントや具体例を分かりやすく示したガイドラインを作成し、景観まちづくりについての理解を促進する。

（例）



魅力ある沿道景観を形成しましょう。



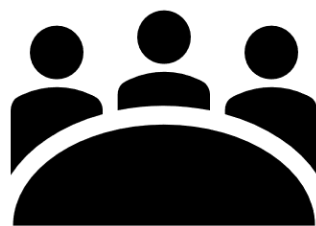
貴重な歴史・文化的資源を保全・継承し、景観づくりに活かしましょう。

6. 景観まちづくりの推進

(3) 景観まちづくりのルール・体制づくり

① 景観審議会の設置

- ・ 景観計画に位置付けている**景観形成の将来像の実現**に向けて、必要な協議を行うため、現在の「景観計画策定委員会」を移行する形で「**景観審議会**」を設置する。



景観審議会

■ 景観審議会で審議する内容の例

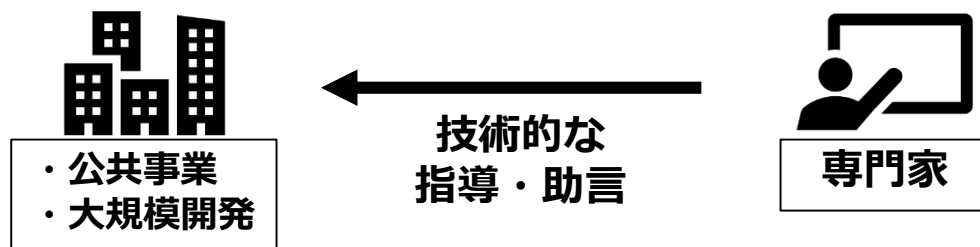
- ・ 重点地区の追加・変更
- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設等の指定・変更
- ・ 景観整備機構の指定
- ・ 景観計画の変更

…等

6. 景観まちづくりの推進

②景観アドバイザー制度の導入

- 景観計画区域及び重点地区における届出対象行為の景観形成基準への適合審査、公共事業や大規模な建築物の計画・設計において都市デザイン、都市景観、緑化計画、色彩計画等への専門家からの技術的な指導・助言をいただくため、「景観アドバイザー制度」の導入を検討する。



③PDCAサイクルに基づく計画の見直し

- 計画の進捗状況を把握するとともに、定期的な市民意向調査等の実施や社会情勢の変化を的確に捉え、PDCAサイクルに基づいて計画の見直しを行っていく必要がある。

